

# 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案要綱 について（諮問）



厚生労働省発基0213第2号

平成27年2月13日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別紙「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案要綱（中小企業退職金共済法の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案要綱

(中小企業退職金共済法の一部改正関係)

第一 中小企業退職金共済法の一部改正

一 共済契約者が中小企業者でない事業主となったときの取扱い

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、中小企業者でない事業主となったとして退職金共済契約を解除された共済契約者が、確定拠出年金法に規定する企業型年金であつて厚生労働省令で定める要件を備えているものの実施の通知をし、一定の期間内に当該解除された退職金共済契約の被共済者の同意を得て、解約手当金に相当する額の引渡しに関する申出をしたときは、当該申出に基づき、当該被共済者に係る解約手当金に相当する額の範囲内の金額を、確定拠出年金法に規定する資産管理機関に引き渡すものとする。

二 退職金等の支給に係る情報の提供

機構は、退職金等の請求が円滑に行われるようにするため、退職金等の支給を受けるべき者に対し、

退職金等の支給に係る情報の提供に努めなければならないものとする。

### 三 掛金納付月数の通算制度の拡充

1 被共済者の退職前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができる申出に係る期間を、現行の被共済者が退職した後二年以内であることから三年以内であることに延長すること。

2 機構は、特定業種退職金共済制度間又は特定業種退職金共済制度と一般の中小企業退職金共済制度との間を移動した被共済者が掛金納付月数の通算を申し出た場合等は、当該被共済者に支給すべき退職金に相当する額の全額を、移動後の制度に係る勘定へ繰り入れなければならないものとする。

### 四 退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等

1 退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるものと退職金共済に関する契約を締結していた事業主が、従業員を被共済者として退職金共済契約を締結した場合において、当該事業主が申出をしたときは、機構は、当該団体との契約で定めるところによって、当該事業主が退職金共済に関する契約に基づき当該団体に納付した掛金の総額等の範囲内の金額を受け入れるものとする。

2 機構が、1の受入れをした場合において、当該受け入れた金額のうち政令で定める額については、

政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。

#### 五 特定業種退職金共済制度における退職金の支給要件の緩和

特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済制度における退職金の支給要件である掛金納付期間を、現行の特定業種掛金納付月数が二十四月以上であることから十二月以上であることに短縮すること。

#### 六 資産運用委員会の設置等

1 機構に、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るため、資産運用委員会を置くものとする。

2 余裕金の運用に関する基本方針の作成又は変更は、資産運用委員会の議を経なければならないこととする。また、資産運用委員会の権限及び組織について所要の規定を設けること。

3 資産運用委員会は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命することとする。また、欠格要件等について所要の規定を設けること。

#### 七 業務上の余裕金の合同運用の実施

機構は、厚生労働省令で定めるところにより、一般の中小企業退職金共済業務及び特定業種退職金共済業務に係る業務上の余裕金を合同して運用することができるものとする。

八 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第二 附則

### 一 施行期日

この法律は、平成二十八年四月一日から施行すること。ただし、第一の六及び八の一部については、平成二十七年十月一日から施行すること。

### 二 退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等に関する経過措置

退職金共済事業を廃止した団体と退職金共済に関する契約を締結していた事業主が、施行日以後に退職金共済契約を締結し、第一の四の1の申出をした場合に、当該退職金共済に関する契約に係る掛金の月額が五千円未満であったときには、当該退職金共済契約を締結した日の属する月から起算して三年を経過する日の属する月までの間は、掛金月額は、二千円以上五千円未満の額とすることができるものと

すること。

三 その他

その他所要の経過措置を規定するほか、関係法律について所要の改正を行うこと。

